

平成24年度

# 交通安全運動の推進方針

～交通安全は家庭、地域、学校、職場から～

～高知の交通マナーを高めよう～

高知県交通安全推進県民会議

## 安全運転 5 則

- 1 安全速度を、必ず守る。
- 2 カーブの手前で、スピードを落とす
- 3 交差点では、必ず安全を確かめる。
- 4 一時停止場所で、横断歩行者の安全を守る。
- 5 飲酒運転は、絶対にしない。

## 自転車安全運転 5 則

- 1 横断は、一旦止まって必ず安全を確かめよう。
- 2 右左折は、安全を確かめ合図をしよう。
- 3 信号は必ず守り、正しく横断しよう。
- 4 傘さし、二人乗り、無灯火運転はやめよう。
- 5 ブレーキ、反射材などを正しく整備しよう。

## 自転車安全利用 5 則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

## 二輪車安全運転 5 則

- 1 手軽さに慣れて、ルールを忘れないようにしよう。
- 2 周囲の車の動静に注意しよう。
- 3 交差点では、必ず安全を確かめよう。
- 4 右左折の合図は早めに、消し忘れのないようにしよう。
- 5 身を守るためのヘルメットの着用、前照灯の昼間点灯を励行しよう。

## 高齢者交通安全 5 則

- 1 横断は、左右をよく見てまっすぐ渡りましょう。
- 2 車両の直前・直後の横断はやめましょう。
- 3 自転車に乗るときは、交差点や曲がり角で必ず安全を確かめましょう。
- 4 運転するときは、健康状態に気をつけ余裕のある運転を心がけましょう。
- 5 外出は、明るく目立つ服装に心がけましょう。